草加市総合教育会議会議録

令 和 8 年 度 第 1 回

令和８年度第１回草加市総合教育会議

令和８年６月２６日（金）午後１時００分から
本庁舎７階　７Ａ会議室

○議　題

協議・調整事項 (1)　公民館・文化センターのまちづくり拠点機能について

報　告　事　項 (2)　草加市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

○出席者

市　　長	山　川　百合子
教　育　長	山　本　好一郎
教育長職務代理者	川　井　かすみ
教 育 委 員	谷　脇　純　子
教 育 委 員	野　本　竜　哉
教 育 委 員	堀　井　章　子（オンラインによる参加）

○事務局

副　市　長	山　本　好　志
みらい戦略担当特命参事	
(兼)総合政策部特命参事 (財政担当)	赤　澤　武　志
みらい戦略担当主席主査	保　坂　健　司
秘 書 課 長	田　口　尚　丘
総合政策部長	菅　沼　茂　夫
総合政策部副部長	
(兼)総合政策課長	生　亀　　勝

総合政策課課長補佐	
（兼）政策推進係長	関根匡章
総合政策課主査	水内侑未
総合政策課主査	山田宏紀
自治文化部長	小中一郎
教育総務部長	浅古亮一
教育総務部副部長	今野禎雄
教育総務部副部長	和田卓
総務企画課長	松本智
総務企画課課長補佐	贄田隆史
総務企画課庶務企画係長	西塔翼
総務企画課主事	中沢航太
学務課長	佐藤勇
学務課課長補佐	瀧澤史広
生涯学習課長	山﨑新一
谷塚文化センター館長	山﨑欣子
川柳文化センター館長	籠宮千春

○傍聴人　なし

午前１時００分 開会

◎開会
◎配布資料の確認
◎協議・調整事項の説明
◎協議・調整事項⑴公民館・文化センターのまちづくり拠点機能について

○　**総合政策部長**　それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和８年度第１回草加市総合教育会議を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます総合政策部の菅沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は工藤委員よりご欠席の連絡をいただいております。

開会に先立ちまして、市長に傍聴の許可の確認をさせていただきます。

現時点で傍聴者はおりませんが、会の途中で傍聴者がお見えになりましたらその都度、ご報告させていただきますのでお願いします。

なお、議事録作成のため、録音させていただきますことをご了承ください。

それでは、議事に入らせていただきます。

進行につきましては、山川市長にお願いしたいと思います。

○山川市長　それでは、皆様、会議の進行を行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。最初に、事務局より本日の会議概要についての説明をお願いします。

○総合政策部副部長兼総合政策課長　本日の会議概要につきましてご説明いたします。本日の協議・調整事項は、「公民館・文化センターのまちづくり拠点機能について」でございます。また、報告事項としましては、「草加市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」でございます。

説明は以上になります。

○山川市長　それでは、早速ですが協議に入らせていただきたいと存じます。

協議・調整事項の「公民館・文化センターのまちづくり拠点機能について」、事務局より説明をお願いします。

○総合政策部副部長兼総合政策課長　公民館・文化センターのまちづくり拠点機能について、ご説明させていただきます。

２ページ目をご覧ください。先月の５月２８日に、総務省と文部科学省の連名によ

り、「地域づくりに資する関連施策の一体的推進について」、都道府県と、都道府県・指定都市の教育委員会宛てに通知がございました。

本市では、埼玉県及び埼玉県教育委員会のそれぞれを通じて、この通知を受領したところでございます。この通知文書につきましては、皆様のお手元にも、ご用意させていただいておりますので、併せて、ご覧いただければと思います。

２ページの左上には、この通知の趣旨を抜粋してお示ししております。この通知の中では、「持続可能な地域社会の実現に向けては、地域住民を核とし、様々な主体が相互に連携・協働して取り組むことが重要」とし、「首長部局・教育委員会が所管をこえて相互に認識を共有し、関係施策を一体的に推進していくことで相乗効果が期待され」、「こうした取組による行政資源の効率的な活用は職員の業務負担の軽減にもつながるものと思料される」との見解が示されております。

また、このような文書を発するに至った経緯として、総務省と文部科学省の取組が相互に高い親和性があるものの、十分な連携がなされず、国、地方公共団体の双方で、所管の違いなどを背景とした縦割り的な取組が行われてきたとの指摘があったことを挙げています。

この通知では、改めて「地域づくりに資する関連施策」を整理した上で紹介をしており、「地域運営組織（ＲＭＯ　Region Management Organization）」、「コミュニティスクール」、「社会教育」の３つの取組を「地域づくりに資する関連施策」として掲げ、これらの施策の推進に向けた取組として、「地域づくりを担う人材の育成」、「学校を核とした地域づくり」、「地域活動拠点としての公民館等の社会教育施設の活用」、また、これらに対する「国の支援」が示されております。

本日は、この国の通知を受け、草加市における地域のつながり・拠点機能の強化の必要性を再確認し、特に、草加市においては、地域にとって大切な拠点機能の一つとなっております、公民館・文化センターにおける地域拠点機能の強化に向けた方向性を見い出したく、今回の協議・調整事項のテーマとさせていただいたものです。

２ページ目の左下をご覧ください。令和５年３月の「埼玉県生涯学習審議会」による「埼玉県の新たな生涯学習推進の方向性について」の答申を抜粋したものをお示ししております。この答申では、その前段として、平成３０年の中教審答申において、公民館等の社会教育施設の役割として「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割が求められている」ことに触れ、「住民が社会教育施設で学んだことを活用し今後の活動に生かす仕組みの構築が必要なこと、また、コミュニティセンターや児童館等の施設も、公民館等と同様に、「地域の公共施設として、利用者のニーズに応じて取り組むことが望まれる」ことが方向性として示されております。また、右側のイメージ図については、先ほど、ご紹介した国の通知文に添付されてい

た参考資料をお示ししております。この資料では、「社会教育の在り方」として、令和８年５月の国の中教審の部会の資料を引用しており、地域コミュニティの維持・醸成という「地域づくり」を目指すこと、また、そのために、活動を通じた関係の構築に向けた「つながりづくり」に向け、学びや活動を通じた「人づくり」を行うことを意図する活動として行われるものが「社会教育である」との考えを示しています。

また、この考えに基づき、社会教育は「人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環により、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの」とし、社会教育の具体的な活動イメージとして、「地域住民やＮＰＯ等が自主的・組織的に行う幅広い学習活動・地域活動が該当しうる」ことが示されております。

続いて、３ページ目をご覧ください。総務省・文部科学省からは、以上のような地域づくりに関する動きが示されている一方で、草加市においては、本市の最高規範である「みんなでまちづくり自治基本条例」において、パートナーシップによるまちづくりの推進に向けて求められる役割が規定されております。左側には条文を抜粋したものをお示ししていますが、この条例で示された機能のうち、現時点において、まだ不足しているもの、又は、さらに推進すべきものとして、３点あるものと考えております。１点目が、パートナーシップに必要な能力を備えた職員の育成、２点目が、まちづくりの拠点やネットワークづくり、３点目がまちづくりに関する相談、窓口についてでございます。

これらの機能を今、草加市で担っているものとしては、市長部局が所管するコミュニティセンター、市民活動センター、教育委員会が所管する公民館・文化センターがございます。草加市コミュニティ協議会に指定管理委託をしている６つのコミュニティセンター、市の南部地域の谷塚サービスセンターに隣接する市民活動センターは、今も地域の居場所や活動場所となっていますが、利用団体等にあまり広がりがなく、地域の様々な市民が集う交流拠点として、更なる機能強化が求められている状況にございます。

また、公民館・文化センターについては職員が配置されている直営施設として、生涯学習、市民活動の場として、又、地域の方々が会合の場などに活用いただいておりますが、市内に１０個に区分されたコミュニティブロックに対して、１つずつ配置されていないこと、また、国や県、本市においても地域拠点として機能するものとしておりますが、市民の皆さんに、さらに広く地域の方の集う交流拠点として知っていただき、活用していただく必要があるものと考えております。

そういった課題や、国が社会教育の機能として示している「人」・「地域」・「つながり」の機能を発揮していくには、公民館等が果たしている機能を「見える化」していくことにより、直営の職員配置施設のメリットを「もっと生かせる方策はない

か」と考えたところでございます。

続いて４ページをご覧ください。このような、整理のもと、今後の人口減少社会を踏まえ、地域住民の方々に、より主体的にまちづくりに関わっていただき、行政とともに持続可能なまちづくりに取り組んでいただくため、公民館・文化センターのコーディネート機能強化に向けた取組に関する検討事項を整理してみました。

その検討事項としては、１点目が「公民館・文化センターの職員が有する地域や利用者とのつながり・関係性を地域づくりに生かすこと」、２点目が「公民館・文化センターが有する地域づくりの推進機能を生かし、市民・市民団体や地域団体のまちづくり意識の向上を図ること」、３点目が「公民館・文化センターと、まちづくりを担うコミュニティ施設（コミュニティセンターや地域交流施設等）とのネットワークの構築を図ることとして、整理し、この検討課題の解決手法として、地域を軸としたコーディネート機能について、市長部局が所管するコミュニティセンターと連携し、そのコーディネート機能を明確化、見える化していくことを方策としてお示ししているものです。

その連携のイメージを図示化したものが、５ページ目となります。公民館・文化センター（生涯学習課）と、コミュニティセンター・市民活動センター（みんなでまちづくり課）が情報を共有できる場を整え、重複しているコーディネート機能を整理・集約し、互いのメリット・デメリットを活用・補完し合える関係性の構築を目指していければと考えております。

なお、６ページには、公民館と地区センター、コミュニティセンター等の一般的な違いを整理したもので、７ページには、草加市における公民館等、コミュニティセンター、市民活動センターの違いを整理したものを参考としてお示ししております。６ページでは、一般的な共通事項として、謳われている違いを整理したものと、７ページの草加市の実態を比較しますと、草加市の施設利用や機能に関しては、公民館と地区センター、コミュニティセンター等に特に大きな違いはないため、制度上は、いずれも地域拠点としての役割・機能を発揮できる前提条件は整っているものと考えております。

本日は、草加市における公民館等が、より地域づくりの拠点機能を発揮できるような仕組みづくりについて、皆様からご意見を頂戴できればと考えております。

以上でございます。

○山川市長　国の通知によって整理されたことは、これまでも現場において求められてきたことであり、その方向で進めようとしていたものであります。今回、総務省と文部科学省が連名で通知を発出したことで、国としても制度面が追い付いてきたもの

と受け止めています。
本日は自由な立場からご意見をいただきたいと思います。

○山本教育長　今回の配布資料にある国の通知については、新しい考え方というよりも、平成３０年の中教審の段階から示されてきた方向性であると認識しています。これまでも、社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を重視して取り組んできており、教育委員会として「学びを通しての絆づくり」を意識しながら進めているところです。

また、国の教育振興基本計画においても、社会教育による学びを通じて、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係の土壌を作るなど、持続可能な地域コミュニティを支える基盤としての社会教育のあり方の重要性が謳われております。そのために市の様々な部署と連携をしていくことも重要と考えております。ただし、平成３０年中教審では「社会教育を基盤とした」、そして国の教育振興基本計画においても「社会教育による学びを通じて」となっています。あくまでも社会教育の在り方に関わるところであり、教育の部署としては「学び」という観点を外すことはできません。

○川井教育長職務代理者　昨年度、夏休みに公民館・文化センターで「こどもの居場所」として学習スペース事業を進めてもらい、多くのこどもたちが利用し、自由に勉強や読書、遊びなどを楽しんでいました。

このような取組は非常に意義があるため、公民館等だけでなくコミュニティセンターや市民活動センターなどでも、夏休みに限らず自由に来ていい場所であるというかたちで実施できれば良いと考えます。

また、一方で、コミュニティセンターについては、駐車場の少なさやバリアフリー、多目的トイレなど施設面で利用しにくい部分もあり、どうしても公民館・文化センターを利用することが多いのかと思います。

例えば、中央公民館で行われる音楽イベントなどをコミュニティセンター等で、オンラインで見られたりすると、その会場に行けなくても、地域のコミュニティセンター等で雰囲気を味わえるなど普段と違った体験ができるので、有意義になると思われます。

○谷脇純子委員　コミュニティセンター・公民館等は、会議やイベントで利用することが多いですが、実際にこどもたちが利用している様子もよく見かけます。静かに勉強しているこどもや、友達同士で遊んでいる姿など、地域の中で自然な居場所になっ

ていると感じます。

駐車場の問題等はございますが、こどもたちが使う分には問題とならないと思われます。しかし、そこに市の職員や社会主事の方、地域の方で専門的な知識を有した方が、それぞれのコミュニティセンターにつながりをつくる役割としてもらえると良いと思います。草加市は「人づくり・つながりづくり・地域づくり」に公民館等が貢献していると思います。

○野本委員　市外に住んでいるので地域に根差した意見は言いにくいのですが、私からは２点意見をお話しさせていただければと思っております。まず１点目は、公民館や祭り等の事業についてです。これまで何度か参加させていただいておりますが、非常に多様な事業が展開されており、内容も幅広く、外の地域に住む立場から見ても非常に魅力的で、良い事業が多いと感じております。また、参加者の年齢層も幅広く、特に高校生の参加が多い点は、他の自治体ではあまり見られない特徴だと認識しております。先日、文部科学省主催の市町村教育委員会研究協議会においてコミュニティスクールに関する議論があり、その中で、学校運営協議会の担い手不足が課題として挙げられておりました。その際、長野県松本市では、公民館や地域センターと学校が連携し、学校からの相談に対して人材を紹介する仕組みがあるとの説明を受けました。このように、学校と地域、公民館等が連携する仕組みが整えば、市長部局のリソースや知見も加わり、地域人材の発掘や担い手確保が多面的に進むのではないかと考えております。公民館等やコミュニティセンターを起点とした人のつながりが広がり、良い循環が生まれることが期待されます。現在の公民館活動は非常に充実しており、その良さはぜひ残してもらい、その上で、他部局との連携を強化し、より総合的な機能を発揮できる体制となることが望ましいと考えております。

２点目は、制度的・財政的な側面についてです。総務省や文部科学省の通知、特に平成３０年の中教審等でも見られるように、公民館等やコミュニティセンターの維持管理コストが増大し、教育委員会所管から市長部局等へ移管された事例が全国的に見られます。具体的には、埼玉県坂戸市、静岡県焼津市、滋賀県大津市などがあり、特に、大津市では移管に際して議会を巻き込んだ大きな議論があったと承知しております。これらの事例を踏まえると、公民館・文化センターに求められる教育機関としての中立性や地域人材育成機能をどのように両立させるかが重要な論点であると考えております。そのため、単純な移管ではなく、関係部局間の連携を強化しながら課題解決を図る枠組みの方が望ましいと考えており、双方のリソースの連携や予算の確保をうまく使えると良いと思います。国の方針に沿っているため、施設の維持のための補助金の仕組みも使いやすいと思うので、ポジティブに受け止めて資料を拝見しており

ました。

○堀井委員　私も皆様がお話しされていた点について、同様に感じていたところです。その上で切り口を変えて、私がテーマとしたいのは、先ほどの説明のあった「人づくり、つながりづくり、地域づくり」に向けて、どんな地域をつくりたいのかというイメージを共有することです。社会の多様化やライフロング・ラーニングなどの学び方がある中で、市として「人づくり、つながりづくり、地域づくり」についてどのようにビジョンを掲げ、具体的にどのような施策が市民の皆様にとっての充実につながるのか。そうしたことを考え続け、施策を作り続けていくことが重要だと思っています。

今後、実施する施策については、何が必要であるかを具体的かつ現実的に検討していく必要があります。草加市には充実した文化的事業や学びの環境が多くありますが、その上で次のステップを検討することも重要です。例えば、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という観点から、新たな事業を起こす取組を組み込むことも面白いのではないかと感じております。その際、年代の垣根を越えて、小・中・高校生を含めた市民がともにビジョンを策定するといった活動は、学校教育ではなかなかできない、公民館・文化センターという場だからこそできるのではないか。そして、そのためには、市長部局と教育委員会のコラボレーションが大事であると今回の資料から読み取りました。

最近流行りの教育用語で言うと、アントレプレナー教育のような視点が私にとって「人づくり、つながりづくり、地域づくり」に当てはまるものでした。例えば、スタートアップ企業と呼ばれるベンチャーにとっては、場所の確保や人に届けることが難しいので、教育の新規事業者などを誘致し、市の施設を安価で利用して、市民、こども、生徒など色々な方が混ざりながら何かを作り上げる機会を設けるのも有効だと思います。ただし、そのためにはコーディネーターの存在が不可欠となりますので、現実性を考慮しながら検討していくべきだというのが私の考えです。

○山川市長　ありがとうございます。本日の提案については、皆様、前向きに捉えていただいているといように受け止めております。

教育長から「学び」は外せないというお言葉もありましたが、学びをしっかりと捉えた上で、それぞれお持ちの具体的な意見があればお伺いしたいと思います。

例えば、私であれば「英語タウン」として、公民館・文化センターで「一日英語だけで過ごす日」のようなイベントがあっても面白いのではないかと思っています。その中にはＡＬＴの先生であったり、地域の多国籍の方に協力してもらい、TOKYO GLOB

AL GATEWAY（東京都教育委員会と㈱TOKYO GLOBAL GATEWAYが提供する体験型英語学習施設）やイングリッシュキャンプの設えを参考しながら、公民館・文化センターでイベント的に行うことで、地域のこどもたちの交流も生まれ、お互いの存在への気付きになると思います。ご自身の具体的な案などあれば、共有していただきたいと思います。

○山本教育長

具体例なアイディアまでは出せないのですが、「学びを通して」ということについて述べさせていただければ、「ともに学び活動していく中で、つながりができ、かかわりが生まれる。こうして作られていく人々の関係性が、地域コミュニティの基盤となっていく」ということであると思います。地域コミュニティをどうしていくのかということは、まちづくりを含めて、全国的にも大きな課題となっておりますが、学びを通して、いかにその基盤が作られるようにしていくかが大切であると思います。一方で「まちづくりの拠点機能」というのは、教育の発想からはなかなか出てこない言葉ではありますが、まちづくり、地域づくりをどうしていくのかということについて、これらは別個のものでなく、社会教育と表裏一体の関係性を持っているものと考えております。

また先ほどの「学びを通して」についてですが、ただ学んでいれば、自然に「つながり」「関わり」ができ、関係性ができ、望んでいるコミュニティができるのかというとそうではなく、それには「耕していく」、「より良くそこに向かっていく」という、私どもの取組が必要になるであろうと思っています。公民館や文化センターでは、令和７年度・８年度の目標として「地域や団体との協働事業の推進」が掲げられており、こうした取組は前向きな一歩であると捉えております。

生涯学習は非常に広い概念であり、社会教育は「その中核を支えるものである」と理解しております。生涯学習に関して言えば、これは私見ですが、いわゆる「学び」に限らず、ご高齢の方々が生きがいとして取り組まれている地域活動など、生き方そのものにつながるものも、広い意味での「学び」として捉えることができるのではないかと考えております。地域の方々のボランティア活動などについても、直接的な学習というかたちではなくとも、それが充実感や充足感につながるものであれば、生涯学習の一部として位置づけられるものと考えております。しかし、社会教育は教育という狭い概念となりますので、そこにおいても地域活動などが教育にあたるのかについてまでは、考えが及ばないところです。

○川井教育長職務代理者　実際に実施する予定として、中央公民館の体育室、柔道室

を使用して、車いすや障がいにより体温調節が難しいことで従来の夏祭りでは参加が難しいお子さんのために、室内夏祭りを８月２９日に予定しています。参加者は障がいのある子に限らずに地域のこどもや親御さんも一緒に来てもらい、一緒に過ごすことを予定しています。

中央公民館ではスロープを用意し、車いすのお子さんも参加ができるようにしたり、痰吸引のために必要なコンセントも使用できるようにして、参加をしていただけます。また、畳のある空間を活用し、音楽を取り入れた企画も予定しており、車いすのまま過ごすだけでなく、畳の上に降りて横になったり、踊ったり歌ったりと自由に音楽を感じたりするなど、従来のコンサートの枠にとらわれないかたちで楽しめる場を作れたらと考えております。

○山川市長　ありがとうございます。私が気になる点として、学校では「学区外に出ないように」という通達が出ているため、様々なイベントを開催する中で、「学区外なので参加ができない」という声も耳にするので、教育委員会で検討いただけないかと思います。

○野本委員　委員会の中で具体的に議論が進んでいる段階ではありませんが、全国的な事例等を聞く中で、悩みの種としてあるのが部活動の在り方であると認識しております。教育委員会をはじめ、各所で対応に悩んでいるテーマであると理解しております。その中で、市民活動センターやコミュニティセンターなど、地域の拠点が今後増えていくのであれば、それらを部活動等の活動にも活用しやすくする仕組みが整うことで、地域展開の選択肢が広がるのではないかと考えております。

もちろん、学校内で実施することが適している活動も多くあり、学区や移動手段など検討事項の課題も多くあることや、条例等に基づき施設の目的外使用が制約される点は理解しておりますが、活用できる仕組みや柔軟性について、今後、議論の俎上に載せていくことができればよいと考え、発言してみました。

○山川市長　ありがとうございます。私としては学校こそが「地域の拠点」になり得るという視点も持っております。学校の先生に全部任せるという訳ではないですが、場所・施設があるのでこどもの安全な場所として生かしていけないか、協力していけないかと思っています。

今日のテーマにつきましては、市長部局、教育委員会ともに事務局レベルまで、力を合わせて前に進めていくということでご理解いただけたということで、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎報告事項(2)　草加市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

○学務課長　草加市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてご報告いたします。

本報告につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条第３項において、計画を策定した際には、総合教育会議に報告するものとすると規定されているため、報告させていただくものでございます。

それでは、資料３ページを御覧ください。初めに、計画の趣旨ですが、教育職員が心身の健康を保ち、専門性を生かした教育活動に専念できる環境を整えることで、学校教育の質の向上と自ら学び、心豊かにたくましく生きる草加っこの育成を図るため、働きやすく、働きがいのある職場作りを目指すものでございます。

次に、本市の現状ですが、資料４ページにあるとおり、時間外在校等時間の状況に課題があります。このことを踏まえ、資料５ページにある目標を設定いたしました。時間外在校等時間に関する目標は１ヶ月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合を０%にする。１年間の時間外在校等時間を３６０時間以下にする。二つ目のワークライフバランスや働きがい等に関する目標につきましては、年間の年次有給休暇の平均取得日数を平均１５日以上にする。安全衛生の推進に関するアンケートにおける「仕事に対しての充実感、満足感を感じているか」に対し、肯定的な回答の割合を８０%以上にするといたしました。

計画の期間は、令和８年度から１１年度の４年間としております。

次に実施する業務量管理健康確保措置の内容としましては、６ページから９ページの業務の３分類を踏まえた業務の見直し、１０ページの学校における措置の推進、１１ページの健康および福祉の確保に関する取り組みとしております。

今後は、１２ページにあります５の内容に取り組み、市内各校の教育職員の状況を把握してまいります。

その上で把握した状況を毎年市のホームページで公表するとともに、本総合教育会議においてご報告いたします。報告は以上でございます。

○山川市長　質問等はありますでしょうか。

総合教育会議については、１年に２回以上は開催したいと考えています。日程調整

について、なるべくは教育委員会の日程に合わせて調整を行っておりますが、むしろ教育委員会の日程に合わせない方が、都合が良いのか、今後、また整理をしながら、日程調整をご提案させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

それでは、今日のこのテーマにつきましては、皆さんと気持ちを合わせて前に進めていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

進行を事務局に戻します。

○総合政策部長　本日は、お忙しい中ご臨席いただき、誠にありがとうございました。本日の皆様のご意見も踏まえながら、市長部局と教育委員会で、このような体制づくりについて調整を進めてまいります。

次回の総合教育会議の開催につきましては未定となっておりますので、改めてご案内さしあげます。よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、令和８年度第１回総合教育会議を終了いたします。

午後２時００分 閉会

市　長　瀬戸百合子

教育長　山本好一郎